

# 令和6年度 冬休みのきまり

恵庭市生徒指導協議会  
恵庭市少年育成センター

## ～ 保護者のみなさまへ ～

この「冬休みのきまり」は、4月に各家庭に配布した『校外生活のきまり』を基本に作成しています。各小・中・高校においては、この他にも細部にわたってきまりがあります。

冬休み期間中は、子どもが家庭や地域にて活動する時間が増えます。それにとともに、そうした子どもの行動に対して家庭が担う責任も大きくなります。つきましては、以下のきまりをご確認いただき、家庭内はもちろんのこと、地域との連携を深めながら、子どもにとって安全で実りのある冬休みになるようご指導をお願いいたします。

### 1. 帰宅時刻（外出時間）

小学生	中学生	高校生
午後4時まで	午後6時まで	午後9時まで

- 外出するときは、必ず行き先と帰宅時刻を保護者に伝えましょう。
- 外出時間より遅い時間に初詣に行く場合は、保護者同伴で行くようにしましょう。

### 2. 遊技場や商業施設への出入り

- 小・中学生については、カラオケ、ゲームセンター（ゲームコーナー）などには、責任のもてる大人と一緒にいきましょう。
- 用事のない商業施設（ショッピングモール、スーパーなど）には出入りしないようにしましょう。

### 3. 映画鑑賞

- 《小学生》保護者と一緒に行くようにしましょう。
- 《中学生》保護者同伴が望ましいですが、友達同士で行く時は、保護者の同意を得て、外出時間内に帰れるようにしましょう。
- 《高校生》保護者の同意を得て、外出時間内に帰れるようにしましょう。

きまりが守られていないようすを見かけたり  
困ったことがありましたら連絡してください

えにわこうばん  
恵庭交番

0123-32-2028

## 4. スキー・スケート

- (1) 公共の場所であることを自覚し、マナーを守って利用しましょう。
- (2) 大きなケガにつながるような危ないすべりをしないようにしよう。
- (3) 《小学生》責任のもてる大人と一緒に利用しましょう。
- (4) 《中学生》責任のもてる大人と一緒に利用するのが望ましいですが、友達同士で出かける時は、保護者の同意を得て、外出時間内に帰れるように利用しましょう。
- (5) 《高校生》外出時間内に帰れるように利用しましょう。

## 5. 交通事故防止

- (1) 冬道はせまく、すべるので、道路上での遊びは絶対にはいけません。また、必ず歩道を歩き、歩道・車道の区別がつかないところでは、右端を歩きましょう。
- (2) 冬期間の自転車の使用は、非常に危険なのでやめましょう。
- (3) オートバイや自動車の運転・いたずらなどは絶対にはいけません。
- (4) 部活動などで登下校する時は、必ず通学路を通りましょう。

## 6. その他

- (1) 不審者を見かけたり、遭遇したりした場合は、すぐに警察に通報するようにしましょう。
- (2) 多額の現金は持ち歩かないようにしましょう。また、お金の貸し借りもしないようにしましょう。
- (3) 道路、危険な場所（資材置場、工事現場等）、空き家では遊ばないようにしましょう。
- (4) 保護者のいない友だちの家には入らないようにしましょう。（集まらないようにしましょう。）また、友だちの家に泊まることも禁止されています。
- (5) 冬休み中は屋内ですごす時間が長くなるため、ネットの利用時間も長くなりがちです。ネット端末を使う上での家庭内でのルールや、行っていけない行為については、あらためて親子で確認をしましょう。また、保護者につきましては、フィルタリングを設定するなど、子どもが有害・悪質なサイトに入出入りできないような対策を講じるようにお願いします。
- (6) ネット上に他人の悪口やデマ（嘘）を書き込むことは、たとえそれが相手に直接向けたものでなくても犯罪になります。また、他人の写真や動画、住所や電話番号などといった個人情報、本人の許可なくアップしたり、他人とやり取りしたりするのも犯罪になりますのでしないようにしましょう。